「を除く。）又は平成二十九年八月三十一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十年八月三十一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十一年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとするものについて」に改める。

第二十九条第十一項、第十四項及び第十六項中「協定規則第98号改訂版補足第6改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第7改訂版」に改め、同条に次の二項を加える。

22　次の各号に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、細目告示第百二十条第七項第十四号及び第十一項第十八号、第百九十八条第七項第十四号及び第十一項第十八号並びに別添五十二4・2・7・5・及び4・2・7・7・の規定は適用しない。

一　平成三十二年四月七日（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。以下この項において同じ。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十三年四月七日）以前に製作された自動車

二　平成三十二年四月八日から平成三十三年十月七日まで（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成三十三年四月八日から平成三十五年十月七日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十二年四月七日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成三十三年四月七日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十二年四月八日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成三十三年四月八日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十二年四月七日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成三十三年四月七日）以前に指定を受けた型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十三年十月七日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成三十五年十月七日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

23　当分の間、細目告示別添五十二4・2・7・6中「同規則第6改訂版補足第7改訂版」とあるのは「同規則第5改訂版」と読み替えることができるものとする。

第四十二条第四項第四号中「被牽引自動車を除く。）」の下に「又は平成二十九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る貨物の運送の用に供する自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたもの（第五輪荷重を有する牽引自動車を除き、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示別添百十三「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えたものに限る。）であって、これらの自動車のうち」を加える。

第五十一条第三項中「協定規則第10号第5改訂版」を「協定規則第10号第5改訂版補足改訂版」に改める。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

第五十一条の三　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第四十三条の七の規定は適用しない。

一　平成三十年三月七日以前に製作された自動車

二　平成三十年三月八日から平成三十二年十月七日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年三月七日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年三月八日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年三月七日以前に指定を受けた型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十二年十月七日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査等を受けようとし、又は受けたもの

第五十二条第五項中「第百四十六条及び第二百二十四条」を「第百四十六条（第十項を除く。）及び第二百二十四条（第十項を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

6　平成二十八年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第百四十六条第十項及び第二百二十四条第十項の規定は適用しない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定、第九条第十八項中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改める改正規定、同条第十九項から第二十一項までの規定中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改める改正規定、同条第二十二項中「同規則改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改める改正規定、同条第三十三項中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則補足第2改訂版」に改める改正規定、同条第三十八項から第四十三項までの規定中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第2改訂版」に改める改正規定、第十二条、第十三条、第二十九条及び第五十一条の改正規定並びに第五十一条の二の次に次の一条を加える改正規定は、平成二十八年十月八日から施行する。

○国土交通省告示第千百二十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月七日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、第二十二条第二項第一号（別添二十「外装の技術基準」に係る部分に限る。）」、「、第百条第四項第二号」及び「、第百七十八条第四項第二号」を削り、同条第五号中「並びに第三十九条の二第一項」を「、第三十九条の二第一項並びに第四十三条の七」に改め、「第九十三条第二項各号列記以外の部分」の下に「、第九十九条第三項第一号ル及び第二号ヌ並びに第四項各号列記以外の部分」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条第五号中「並びに第三十九条の二第一項」を「、第三十九条の二第一項並びに第四十三条の七」に改める改正規定は、平成二十八年十月八日から施行する。